

日本版ビッグバンの背景、 影響、問題点、今後の展開について

白井 進

—目次—

はじめに

- 第一章 日本版ビッグバンの内容
- 第二章 日本版ビッグバンの背景
- 第三章 日本版ビッグバン施策発表後の影響
- 第四章 日本版ビッグバンの問題点
- 第五章 今後の展開

はじめに

平成八年十一月に橋本内閣が急速提起した日本版ビッグバンは、金融界に大きな波紋を投げかけ日を追うごとに各企業においてその対応策が検討され、具体的な動き

が出ている。

戦後最悪の日本経済の危機的な閉塞状況の下、そこからの脱出を悲願し提起されたこの提案はその後各審議会の検討を踏まえ、個々の分野において青写真が具体化しつつあり、一部は既に法制化され又は政令により実施の段階にある。その一方で第一勧業銀行の総会屋に対する不正融資事件に端を發し、野村証券・山一証券・大和証券・日興証券の四大証券を網羅した経営トップクラスの大量検挙に發展した未曾有の一大金融不祥事件の發生、太平洋銀行・阪和銀行・京都協栄銀行等々の地銀の連続倒産に続き、昨年十一月には一〇〇年の歴史を持つ北海道拓殖銀行の倒産や山一証券の自主廃業など昭和初期の金融恐慌以上と言われる金融不安が生じた。現在本問題

についての世論は「ビッグバンを早めろ」と言う意見と、「ビッグバンどころではなく当面の金融不安解消が先決である」との意見の両論が入り交じっている状況である。

本稿は現時点において、今後の日本経済及び政治に抜本的な影響を与えるこの政策につき、その背景・影響・問題点を整理しそれに基づく今後の展望につき私見を纏めたものである。日本版ビッグバンは単なる経済政策ではなく、当初から橋本内閣の六つの改革の一つの柱である点より、優れて政治的政策であり、当然現在の世界資本主義体制についての見方にも絡み、経済学的見地からの検討も要する極めて本源的な要素を含んでおり、更に深めるべき課題であるが、取り敢えず問題提起の見地より纏めたものである。従って本稿は序論的なものとして理解していただきたい。

第一章 日本版ビッグバンの内容

日本版ビッグバンについては、政財界、学者、評論家等の方々の多くの本が書店の店頭を賑わしており、経営者や従業員は自分の仕事の関係や将来の不安もあり、大きな関心を持って読んでいる。本の内容はかなり具体的な施策の説明とその影響について纏めたものが多いが、

本質につき深く掘り下げたものは極めて少ない。これは一般のジャーナリズムが小選挙区のプロパガンダの時と似たトーンで賛成の立場から「更に早めろ」という調子の社説まで出している状況下で、反対論は出し難く、「も

の言えば唇寒しビッグバン」の言葉がひそかにささやかれるような世情を反映しているように思える。従って本稿は反対論の立場の声も反映しながら、進めることとする。ビッグバンの出された背景を考える前提として、ビッグバンそのものの内容につき知る必要があるので、まづ簡単に纏めて見ることにしたい。ただし項目は決まっているがその詳細な内容については各審議会や大蔵当局で検討中のものも多いので、不透明な項目については、簡単に触れるか又は省略し、基本的なものに重点をおいて纏めたのでご了承願いたい。

一、橋本内閣の六つの改革の一つの柱

ビッグバンは橋本内閣が昨年十一月発表した六つの改革の一つの柱であり、それぞれ密接な関係があり総合的に見ないと本質を見誤りかねない内容を含んでいる。

六つの柱とは

*金融システム改革

経済構造改革

財政構造改革

行政改革

社会保障構造改革

教育改革

の六課題である。

これらはそれぞれの審議会（政財界・学識経験者を中心に政府が任命し構成）で検討し、内閣に報告し、法制化もしくは法令により実施するもので現時点で実施又は実施が予定された主なものは次の通りである。

(一) 金融システム改革

・外為法改正（原則自由化、外国為替公認銀行制度廃止等、本年四月実施予定）

・独占禁止法の改正（純粋持株会社制度、金融持株会社の創設）

(二) 経済構造改革

・特になし

(三) 財政構造改革

・消費税5%に引き上げ

・年金・医療保険など福祉抑制を中心とした財政構造改革基本路線を審議会で決定具体案検討中

・当面の金融不安解消の名目で一〇兆円の赤字国債発行を含む総額三〇兆円の金融機関に対する公的資金援助策を本年度の通常国会で提案可決施行中

(四) 行政改革

・大蔵省改革（銀行局と証券局の合併、金融監督庁を新設し総務庁に移管）

・現在の各省を機能別に統合、省の数を大幅に減らす案で検討中、但し流動的

(五) 社会保障改革

・健康保険法改革（本人負担二割、初診料値上げ等）

(六) 教育改革

・大学教授定年制の検討開始
・大学早期入学制度導入

二、金融システム改革の基本的な考え方

一九九七年六月十三日付けの金融システム改革連絡協会の「金融システム改革答申」によれば次の通り。

(一) 一九九六年十一月の橋本総理の指示内容の確認

「二〇〇一年までに、我が国金融資本市場がニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際的な市場として復権するよう、フリー・フェア・グローバルの三原則に則って金融システムの安定に細心の注意を払いつつ、速やかに改革を実施していく」

(二) 連絡協議会の答申の視点として新に纏められた原則は次の通り。

(A) 自由で競争力ある国際的な市場の実現

- (B) 公正で透明なルールの構築
- (C) ルールに基づく透明性の高い金融行政への転換
- (D) 市場参加者の自己規律と自己責任意識の徹底
- (E) 金融システムの安定性の確保

三、金融システム改革の主な具体的施策

金融制度調査会、証券審議会、保険審議会の具体的施策の主なものは次の通り。

これら施策については、それぞれ二〇〇一年までにスケジュールのメドを立てて列挙し、早いものは一九九八年より実施のものもあるが、内容により変更もあり得るので、スケジュールについては省略した。

(一) 金融制度調査会の銀行関係答申内容

- (A) 商品・業務・組織形態の自由化・多様化
 - ・持株会社制度の活用
 - ・ABS（資産担保証券）など債券等の流動化
 - ・デリバティブの取扱を全面解禁
 - ・証券投資信託の販売の導入
 - ・保険商品の販売
 - ・業態別子会社の業務範囲の拡大
 - ・普通銀行における長短分離制度の撤廃
 - ・電子マネー・電子決済推進のための措置
 - ・ノンバンクの資金調達が多様化

(B) 市場・取引のインフラ及びルールの整備

- ・金融先物取引の開発、取引手法の整備、投資者保護措置の整備
- ・短期金融市場の整備（取引慣行の見直し、日銀決済の即時グロス決済）
- ・金融機関等の利用者保護

(C) 金融システムの健全性の確保

- ・早期是正措置の導入
- ・決済リスクの削減策の強化

(二) 証券取引審議会の報告「証券市場の総合的改革」

(A) 投資対象

- ・新しい社債商品の導入
- ・証券デリバティブの全面解禁
- ・投資信託の整備・拡充
- ・有価証券定義の拡大

(B) 市場

- ・取引所取引の改善と取引所集中義務の撤廃
- ・店頭登録市場の流通面の改善
- ・未上場・未登録株の証券会社による取扱の解禁

(C) 市場仲介者のサービスの多様化

- ・株式委託手数料の自由化
- ・証券会社の専業義務の撤廃と業務の多角化
- ・持株会社の活用

(D) その他

・税制の見直し

(三) 保険審議会報告「保険業のあり方の見直しについて」

(A) 算定会(注)料率の遵守義務の廃止(保険料率の自由化)

(B) 業態間の参入促進

(C) 持株会社制度の導入

(D) 銀行等による保険販売の導入

(E) トレーディング勘定への時価評価の適用

(注) 保険各社で設立した保険料統一のための機関

第二章 日本版ビッグバンの背景

前記ビッグバンの内容は多岐に涉っているが、その基本的概念を纏めると、次に集約される。

「日本の長期の景気低迷、東京外為市場・東京証券市場・東京金融先物市場など金融市場の低下傾向、大幅財政赤字等で八方塞がりの状況を打破するために、米国のメーデー、英国のビッグバンの先例にならない、まず東京マーケットの活性化を目指し、

- ・金融取引が自由に行なえる市場の形成
- ・そのための障害となつている諸々の規制の撤廃
- ・市場で取引される商品の多様化

・外為取引・諸手数料の自由化、税制の見直し

・外国金融資本に対抗するための金融機関相互の業務参入・持株会社制度の推進等を図る。

しかし、これは橋本内閣のビッグバン推進上の建前と思われる。その背景についてはもっと深く分析する必要がある。

新聞・雑誌等で色々論じられているが、私は次の諸点を背景として挙げたい。

(一) リヨン・サミットの経済宣言以来G7国の「共通の課題」として従来から採つて来た一連の規制緩和・自由化・グローバル化施策の延長線上の国際的背景

—自由化・規制緩和は従来から徐々に行なわれていたが、今回はそれを二〇〇一年までに一挙に推進するものである。

(二) 欧米先進国の多国籍金融機関・企業・資産家の世界戦略と、それに基づく当該政府の対日圧力

—従来からのG7経済閣僚会議などにおける対日規制緩和要請等、最近では日米保険会議、EJC(Electronic Commerce 電子商取引)に関する大統領特使の対日派遣などに見られる業界をバックにした米国の対日圧力が強まっている。

(三) 地盤沈下が著しい東京金融市場の活性化を願う金融機関・財界の強い要望

(四) 不良資産問題、株式・不動産価格の凋落、景気先行き不透明の状況下、そこからの脱出を図る契機としての期待が大きい。

一 二〇〇兆円の日本の個人資産の獲得を目指すための自由化・規制緩和を要請する内外金融機関・機関投資家等からの強い要望

— 下記主要国の個人資産比較を見ると、如何に日本の個人資産就中預貯金突出して目立っており、これが特に米国・欧州の大手金融機関や、機関投資家の垂涎的であることは明白であり、郵貯民営化が叫ばれているのも頷ける。

表1で明らか通り、日本の個人資産は米国には及ばないが英国、ドイツより遥かに多く、特に定期性預金（内郵貯は二三〇兆円超）は米国を大きく上回っていることがわかる。

日本の個人預金がビッグバンの目玉と言われている根拠もここにある。

(五) 日本の貿易収支・経常収支・外貨準備が主要国に比し、抜群の水準にあり、国際的な諸会議の中で各国から輸入増加・対外資金援助等による調整の要請が従来からあり、最近更に強まっている。

— 表2係数比較を見れば、如何に他国が注目しているかが分かる。

表1 世界主要国個人資産比較表（単位兆円）

	日 本	米 国	英 国	ドイ ツ
現金・通貨性預金	137(11.3%)	52(2.0%)	—(0.0%)	33(8.9%)
定期性預金	*628(51.9%)	451(17.1%)	100(23.3%)	124(33.5%)
保険・年金	303(25.1%)	*801(30.3%)	221(51.5%)	80(21.6%)
有価証券	141(11.7%)	*1337(50.6%)	108(25.2%)	133(36.0%)
合 計	1209	2641	429	370

(注) 本計数は一九九七年版日本銀行国際比較統計による。一九九六年末現在の各国通貨建て金額を同日の為替レートで換算。*は特に目立った特徴を示す。

表2 主要国貿易収支・経常収支・外貨準備比較（単位億ドル）

	日 本	米 国	英 国	ドイ ツ
貿易収支	*1321	*-1052	-184	483
経常収支	*1113	*-1482	-62	-208
外貨準備	*1845	884	587	880

(注) 一九九七年版日本銀行国際比較統計による。一九九五年の計数（英国、ドイツは一九九六年分未計上のため一九九五年にて比較）

*印は特に目立った特徴を示す。日本の外貨準備は一九九七年九月現在では2270億ドルと更に増加している。

(六) 日本の異常な超低金利政策とそれによる影響

—日本は一九九三年以降世界に稀な又日本の金融政策の歴史上でも経験したことのない超低金利政策を採っている。理由としてドル防衛の一環、又金融機関の不良債権救済、景気浮上策等の諸事由を政府、日銀は謳っているが、一般預金者や中小企業には極めて不評で大きな不満が蓄積されており、政府としては何らか魅力的商品の提供等代替的方策を採らざるを得ない状況にある。これがデリバティブの普及、投資顧問業務の推進などの提起の根拠となっている。主要国公定歩合の推移は表3の通りであり、日本だけが異常に低金利の道を辿っており、平成九年の通常国会でも日銀総裁が説明を求められて、「景気浮上の効果が出ており、今暫らく続けたい」と答弁し、議場の怒りと失笑を浴びたテレビの場面は、無策振りを象徴したものである。

(七) 世界経済の観点から見た場合、過剰資本の利益獲得の場としての東京金融市場の位置付けと資本側の要請・圧力

—現在世界経済の観点から見た場合、物の生産とその交流の形の貿易は横這い状況にあるにも関わらず、金融取引は増大しており、中でもデリバティブに代表される投機的取引は急増傾向にあり、しかも国家がこれ

表3 主要国公定歩合推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
日本	6.0%	4.5%	3.25%	*1.75%	*1.75%	*0.5%	*0.5%	*0.5%
米国	6.5%	3.5%	3.0%	*3.0%	*4.75%	*5.25%	*5.0%	*5.0%
英国	13.875%	10.375%	7.0%	5.5%	6.25%	6.5%	6.0%	6.25%
ドイツ	6.0%	8.0%	8.25%	5.75%	*4.5%	*3.0%	*2.5%	*2.5%

(注) 一九九七年版日本銀行国際比較統計による。各年とも年末のレート、英国は市中金利で計上

*印は特に目立った特徴を示す。ドイツは東独合併後の不況対策などで低金利政策を採っているが、それでも日本のように極端ではない。

を推奨している状況はマルクス経済学の言葉を借りれば、まさに資本主義の最終段階における国家独占資本主義の様相を呈しているとも言えよう。
日本もこの道を進もうとしているが、これしかないのかは後述の問題点・今後の展望の項で更に検討のことにしたい。

第三章 ビッグバン施策発表後の影響

ビッグバン発表後約一年余りを経過したが、その後の金融界における動向を見ると、第一勧業銀行・四大証券会社の総会屋事件に関する経営トップ陣の大量逮捕と辞任、米当局宛報告秘匿に基づくFRBによる大和銀行・ユーヨーク支店閉鎖措置、北海道拓殖銀行・日本債権信用銀行の海外業務についての蔵省による停止措置、多数の銀行を動員して集めた異常な変額保険の破綻による日産生命の業務停止措置、地銀・信金の倒産に続く北海道拓殖銀行の倒産、山一証券の所謂「飛ばし」行為から発生した巨大な損失に起因する蔵省の自主廃業の措置等々：ビッグバンを控え日本の金融界において未曾有の波乱万丈の諸現象が続出し、更には監督官庁である蔵省幹部の汚職事件まで発覚し、国民の金融機関に対する信頼は全く地に落ちた状況を呈し現在に至っている。

一方、マスコミは金融不安を書き立てるとともに、有識者と称する人を動員し「現状を打破するためにもビッグバンを急げ」等と扇動するとともに、ビッグバン対策を積極的に推進している内外金融機関や一般業界におけるビッグバン対策の各種の好事例を紹介している影響もあり、各業界においては政府の具体的政策施行以前に様々な形でそれぞれの条件を生かし動き出しているのが現状である。その主な動向は次の通り。

一、外為法改正関係

ビッグバン施策の第一号として、昨年の国会で決定した外為法改定（平成十年四月施行）に伴う各社の対応はかなり進んで来ている。

(一) 対外取引の多い商社、大手メーカー、海運、損保等では、従来銀行を経由していた外国為替取引のかなりの部分を自社グループ内で消化し、関係手数料の大幅削減を図る準備をしている。

(例) 松下グループの外貨一元管理による外為手数料大幅節減（九七年五月二十二日付け日経）。他のメーカーも続々検討を開始、殆どの商社も全面的に社内取扱い予定

(二) 大手スーパー等における外貨による物品の販売

(例) ダイエーが全国に展開しているスーパー・コンビニ

二における外貨での販売検討（九七年五月二十五日付け朝日）。他の多くのスーパーや販売店でも同様な動きがある。

(三) 海外との取引のある会社や資産家が海外にある外国銀行へ取引のシフトを検討

(例) 九七年七月実施の日経調査によれば、外銀の優れたノウハウやCMS (Cash Management Service) 機能を活用するために、かなりの企業が銀行取引の一部を外銀にシフトしつつある模様（九七年七月十七日付け日経金融）

(四) 一般個人取引面での在日外銀の利用者が増加

(例) CITIBANKでは個人向け「リターンエース」(外貨預金併用預金) が九五年開始から、九七年六月迄に二・四倍に増加（九七年八月二十一日付け日経金融）

(五) 外貨両替取扱郵便局の増加（三六〇から三九九局。九七年七月一日付けニッキン）

(六) 都銀を中心とした外貨送金手数料の大幅引下げ（九七年八月七日付け日経）

二、持株会社の解禁

戦後財閥解体の根拠となった独占禁止法は一部の制約は設けられるもののほぼ全面的に解禁される法律が九七

年度臨時国会で可決(九七年四月施行)、大手金融機関、
 商社、メーカー等で様々な形の持株会社の構想が検討さ
 れている。

(一) 大手銀行は現存の金融子会社である信託子会社、証
 券子会社、投資顧問会社及び同系列の生損保会社等を
 中心に緊密な連携の下、信託業、証券業、保険業、投
 資顧問業など多角的・総合的金融業務を展開する金融
 持株会社を検討している。

(例) 大手銀行を中心として証券子会社と系列証券会社
 の統合化による証券業や投資顧問・投資信託の銀
 行窓口取扱開始等

(二) 大手商社等では、内外で銀行業を展開する為に金融
 子会社の設立、海外銀行の買収や提携を計画してい
 る。

(例) 丸紅は海外で外国金融機関の買収、又は提携を検
 討(九七年八月二十七日付け日経金融)。その他
 総合商社も同様な動きを見せている。

(三) 大手銀行などでは、社内各部門を機能別に子会社化
 (社内カンパニー制)やグループ化しそれを親会社の
 持株会社の配下に置き、成長部門には人材を重点配置
 するとともに非成長部門や管理部門については大幅な
 効率化や整理統合を図りつつある。

(例) さくら銀行のカンパニー制・住友銀行のグループ

制(九七年月三十日付け日経金融)

三、日本の銀行内部の動向

日本の銀行でも色々な取組が行われている。

私が得た情報のうち主なものは次の通り。

(一) 本部署で本部全体及び各関係部でのプロジェクト・
 チームの結成

(二) 調査部門/企画部門を中心に内外PR用各種資料・
 出版物の発行

(三) 各営業店や顧客に対する説明会・セミナーの開催
 (内外の講師による)

(四) 先端業務・新種業務・通信ネットワーク専門部門の
 新設・拡充

(五) 事務部門・システム部門におけるビッグバンに備え
 ての現行システムの見直し(米国金融当局から再三要
 請されている二〇〇〇年対応も含めて)

(六) ビッグバンに備え、営業の重点をどこに置くのかを
 検討、一部実施

都銀におけるGlobal BankがSuper Regional Bank
 かの検討や、地方銀行における地域や特定顧客層を対
 象とした重点施策の検討等がその表われである。

(例) 1 大手銀行を中心にGlobal Bankを目指し、有力
 外銀と業務提携の検討

(例)2 商社と提携し商品ファンド取組等新規商品分野への進出

(例)3 一部の銀行でテレフォンバンキングを開始、顧客密着を図っている。

(例)4 二四時間ATMの稼働開始(東京相和銀行、一部都銀も実施予定)

(例)5 第二地銀一行の東京金融先物市場からの脱退による金融先物取引の停止と地域顧客取引指向

四、外資系金融機関の動き

外資系金融機関は、ビッグバンを控え、日本の金融機関が不良債権・不祥事に悩み且つデリバティブを含めた新種業務や通信・コンピュータシステムの遅れている状況に乘じ、絶好のチャンスとばかり攻勢に出ている。その主なものは次の通り。

(一) 大手金融機関の対日進出、営業基盤の強化

アジア本部を香港やシンガポールから日本にシフトしたり、投資顧問業務の拡充や大々的な新聞広告の展開等はその表れである。

(二) 日本の金融機関との業務提携の強化

Bankers Trustと日本債権信用銀行、SBC(Swiss Bank Corporation)と日本長期信用銀行との業務提携などはその始まり

(三) 邦銀ベテラン行員に対するヘッドハンティングの活発化

日本マーケットを熟知したベテラン邦人行員のハンティングは活発である。

(四) 日本の個人金融資産を対象とした各種サービスのアプローチ強化

CITIBANKを始め、多くの銀行が高利の外貨預金を勧誘している。

(五) 外資系証券業界も積極的に市場参入を図っており、九七年八月現在では日本の四大証券の取扱いを外資系二一社合計が上回った。(シェア一三二%、九七年九月十七日付け日経)

五、金融市場システムの動向

ビッグバン政策により金融市場のシステムも大きく変わる事が予測される。

(一) 日銀ネット(外為円決済システム)のRTGS(オンライン即時決済化)対応

円の国際化のためには、必須とのこと、二〇〇〇年稼働を目指し日銀及び関係銀行で米国のドル決済システムであるCHIPSに準拠して準備中である。

(二) 東京証券取引所は九八年にシステム稼働予定であるが、外国投資家から不評のシステムであり、早急に大

幅な変更を迫られることが予想される。又、既に取引所外での証券取引の自由化、株式委託手数料の自由化も決定されつつあり、取引所外の取引は大きく変わることが予想される。

(三) 東京金融先物市場システムのグローバル化

円の国際化の為に、東京金融先物市場(TIFFE)も欧米の金融先物市場との連携強化が要請され、現にシカゴのCBOEやCMTなどは、日本に対し業務連携やシステム提携の動きがある状況である。

六、その他の影響

新聞などでは、かなりの分野で様々な影響を報道しているが、ビッグバンの計画が進行する場合は、幅広い分野での影響が出るものと予想される。

その主な点を概括的に挙げれば次の通り。

- (一) 欧米の有力金融機関・機関投資家の大規模な対日進出と大口資金の流入
- (二) 日本の大手金融機関の総合的な金融業務への展開と肥大化
- (三) 諸手数料自由化による金融機関同士の弱肉強食的な競争激化
- (四) 金融機関の機能分化、業務の特化
- (五) 日本の多国籍企業・大手会社の内外における金融業

への進出

- (六) 投資顧問業務の活発化
- (七) デリバティブを中心とした新種業務の氾濫
- (八) 日本の個人資産を狙う内外金融機関の熾烈な攻防
- (九) 純粋持株会社化・企業のグループ化・分社化の急速な展開
- (十) 弱小金融機関の倒産・整理・統合
- (十一) 金融マーケットの一層の投機化・不安定化
- (十二) 企業内におけるリストラの強化・労働強化
- (十三) 巨大多国籍企業のマーケット独占、国家・通貨主権への侵害の危険性増大
- (十四) 日本国民の資産構成・生活における大幅な変更の可能性と不安定要因の増加

第四章 日本版ビッグバンの問題点

日本版ビッグバンは、既に述べた通り、九六年十一月橋本首相の提起により、急遽浮上し、且つ首相任命のお手盛り審議会が進められている極めて政治的な政策であるが、様々な背景の影響もあり、又、内外の圧力や一般ジャーナリズムの歓迎ムードの影響、それに刺激された金融機関や各業界の動きも目を追う毎に活潑になりつつある状況から見て、単なる反対や静観が出来る時期は過

ぎている。

しかしながら、広く国民経済の観点から見ると種々問題もあり、このままでは多数の国民が納得する形でのビッグバンの実現は不可能である。

私見も交え、主要な問題点を次に挙げたい。

(一) 第一勧銀・四大証券の不祥事問題

これは単なる該当企業の問題ではなく、日本企業全般の長年の企業体質の問題であり、更に深くは戦後日本政治の裏面と企業との結びつきに見られる根深い問題として、日本社会全体で解決しなければならぬ極めて重要な政治的課題である。問題の総会屋は戦後保守政党の影の実力者でロッキード事件の被告であった児玉誉志夫氏の流れを組む総会屋の代表である点から見て、一企業の社長が断ることはかなり困難であろう。多くの後継の社長が命をかけても関係を断ち切ると言っているのを見ても困難さは窺える。しかし、広範な世論をバックに政財界の癒着の打破と併行して総会屋・暴力団の壊滅を図ることが先ず第一の課題であろう。それなくしては、ロで何遍 GLOBAL、FAIRと言つても世界は日本のビッグバンを信用しないだろう。現に英国のThe Economistは九七年六月七日号で「CLEAN-UP TIME」という題で「日本で第二の第一勧銀と最大の証券会社の野村証券」

と名指して総会屋 (Corporate Extortionist) を表現している) に不法な支払いをしたと報じ、且つ「残る大和・山一・日興の三証券会社も総会屋の Pressure に負けないでいられる理由はない」と明言しており、世界の目は厳しいことを物語っている。(Economist発表後予言どおり四大証券の幹部が軒並逮捕された。)

更に九七年十一月には「飛ばし」という証券取引上不法な取引に基づく膨大な簿外損失に端を発して自主廃業に追い込まれた山一証券の例は世界中に日本の証券業界の恥部を曝け出すとともに、ビッグバンどころではなくまづDebtで非近代的な日本の証券市場の浄化と近代化が先であるという世論が欧米金融界に巻き起こっているのは極めて当然である。

(二) 大蔵行政の抜本的改革の問題

戦後金融行政全般を各種規制の下に推進してきた大蔵省が、ビッグバンでは政策推進の立場にあることは極めて皮肉なことである。しかも、金あまり政策によりバブルを演出し、バブル崩壊後の終戦処理段階でも銀行系ノンバンク救済では国の財政負担で賄い、国民の不評を買った大蔵省、更には都銀地銀の多くに頭取や役員を天下りさせている大蔵省が、果たしてビッグバンのメニューを推進できるかと疑問視する人も多い。しかも、国家財政・金融の企画・推進の絶対的権

限を有する大蔵省の改革は政治改革の目玉であったが、今のところ大きな組織的な変革は困難な状況にある。もし、ビッグバンを本格的にやるのであれば、護送船団方式を推進して来た同じ機構・同じ系列の組織が推進することは無理である。

The Economistの九七年六月二十八日付け日本版ビッグバン特集「A survey of Japanese finance」は戦前から今日までの日本の金融行政を振り返り、一九三七年の戦前に制定した臨時金利調整法が戦後もそのまま残り、六〇年も続いたことを挙げ、如何に政府が金融を規制・監督して来たかを述べている。又、終戦直後財閥解体・各界の指導者のパージの際、大蔵省だけは占領政策上温存され、「Soviet Union's bureau-crazy」が継続されたと述べている。又、「日本の規制緩和の最大の障害物は「大蔵省である」と明言し、新商品についても「多分マーケットより自分達の方が知っている」と述べている。更に加えて「彼らは認可する立場にあるが、残念なことに彼らは一部の例外を除き、殆ど知らないことである。何故なら彼らの多くは東京大学法学部出身だから」と改革の困難さを述べていることから、この問題の重要さを物語っている。

更に、本年一月十五日元大蔵省幹部であった道路公

団理事が外債発行の主幹事指定をめぐる、野村証券や日本興行銀行ほか都銀四行との癒着汚職で逮捕されたことは、「ブルータスおまえもか」と怒りを禁じ得ない。大蔵省の抜本的改革なくしてはビッグバンどころではないだろう。

(三) 個人資産一二〇〇兆円の問題

ビッグバンについて大方の識者は先ず日本のビッグバンの目玉は一二〇〇兆円の個人資産だと言っている。果たしてそうであろうか？

これが変わらなければビッグバンの効果は期待できないのであろうか？

確かに一部の預金は外銀の外貨預金にシフトされているが全体から見れば大勢に影響を与えるまでには行っていない。

日本の個人資産の特徴は郵貯を含めた定期性預金が五〇%以上を占めており、次の点を勘案すれば簡単に他にシフトは困難であろうと思われる。

又、もし困難であれば、ビッグバンの大きな柱のひとつが崩壊することになり、推進論者の論拠の足元を崩すことにもなる。

*銀行の定期性預金について

六〇〇兆の定期性預金は都銀・地銀・信用金庫・信用組合に幅広く預けられており、史上最低の金利にも

関わらず増加傾向にある。日本人が預金をする主な動機は多くの調査でも分るように、欧米先進国に比して劣悪な社会保障制度を反映し将来の生活保障のために止むを得ず積んで来た歴史的経緯にある。(この点は簡易保険や生命保険も同様の動機である。)

これが、ビッグバンの進行と共に、株式や投資信託や民間年金等に米国のようにシフトすると言われる人も多いが、果たしてそうであろうか？

一般の多くの日本人は、昔から投機的な運用にはかなり抵抗感があり、又生活実感から毎日の金利や為替相場を見なければ暮らせないようなことは好まないであろう(私自身、銀行員出身であるが、全くその気はなく、又多くの元同僚も同じようである)。The Economistも前記特集号の中で日本人はHigh Risk High ReturnとNo Risk No Returnを望む国民だと指摘している。

むしろ、他国に比し極端なまでの低金利そのものが問題であり、国の政策としても低金利で苦しんでいる弱い羊のような国民多数をリスクの多い大海の荒波に追いやるようなことはすべきでないと思う。一億総投資家などの愚策は、採るべきではない。また自己責任での運用を尤もらしく一部学者や新聞が強調しているが、国民に安定した生活を保障することこそまず政府

が為すべきことである。

*郵便貯金について

二三〇兆を超える郵便貯金もそれが欲しい金融機関にとつては何か民営化して、おこぼれを貰いたいと思うだろう。現に、全銀協は政府に要請をしている。

しかし、今のままで民営化した場合、東京三菱銀行の五倍の規模の銀行が誕生し、強大な金融機関の誕生となる為、全銀協は手前がな分割を唱えている。

政府の行政改革案では、当初郵政三事業のうち、簡易保険については民営化を目指したが、結局自民党の票田である特定郵便局や族議員の圧力で五年間は民営化しないこととなった。しかし、マスコミが依然として民営化を唱えている状況や郵貯資金に依存していた大蔵省管轄の悪名高い財政投融资の推移では民営化論の再燃はあり得る状況にあり、また郵便局に対し、自己運用強制の動きもあり、現状のままの運営は困難となる可能性はある。

しかしながら、当面は郵便貯金二三〇兆、簡易保険一〇〇兆併せて三三〇兆円の個人資産は最も安全な貯蓄として存置される見通しとなり、また金融不安を反映してか銀行から郵便貯金にシフトしている最近の状況から判断すると、ビッグバンの目玉である個人資産一二〇〇兆円の約三割に達する分は当面は余り移転

が見込めず、ビッグバン期待論者の根拠の一部が崩れることとなった。

(四) 市場の一層の投機化・不安定化

ビッグバンでは、デリバティブを中心とした新商品の一層の推進をうたい文句にしているが、現在でもその規模は実態経済を遙かに超えた水準に達している。例を挙げれば次の通り。

*米銀のデリバティブ取引残高は、想定元本ベースで一兆九〇〇億ドル、参加五〇四銀行中、九四%を大手八銀行が独占。

—米国通貨監督庁(OCC)九七年三月期報告—(九七年七月四日付け日経金融)

*日本の都銀のデリバティブの九七年三月末残高は、想定元本ベースで一・二兆円に達している。(九七年七月十二日付けニッキン)

上記金額は現状で、米銀の場合九六年GDP六兆九〇〇ドル比三・二倍、都銀の場合、九六年GDP四七兆円比二・四倍に達しており更にこれを増加させることは、一層の投機化が推進されることとなる。もし契約の当事者が倒産、政変その他で契約不履行の場合、金融市場は致命的な混乱も予想される。

特に日本の場合、欧米先進銀行に比し技術的にもかなりの遅れを見せており、マーケットでリーダーシッ

プを取れない状況では、更にリスキーである。

更に、七兆ドルを上回るといわれるユーロ資金や四兆ドルを突破した米国のミューチュアルファンド(米ICI社調査一九七年八月八日ニッキン)などの膨大な資金が日本金融市場の自由化に伴い殺到して来た場合、マーケットを大きく変動させ、且つ、リードすることとなり、マーケットは一層不安定化の様相を呈するだろう。

バブルの時のすさまじい外資の流入と流出はまだ多くの日本人の記憶に新しいことであり、その再現は絶対許してはならないことだろう。

又、デリバティブではコメの一粒も生産は出来ず、世界の経済に何のプラスにもならない点も検討課題と言えよう。

(五) 純粹持株会社の影響と問題点

独占禁止法の改正による、純粹持株会社は九七年臨時国会を通過し、実施のこととなった。当初は傘下子会社の総資産の制限や、持株比率の制約などが設けられるが、将来的には、殆ど自由化する方向を現政府は目指すこととなる。

その場合は、大手銀行・証券会社・生損保会社・各種大手メーカー等による独自の又は企業系列による巨大コングリマリットの市場独占の傾向が強まること予

想され、中小の企業にとっては、受難の時代となるう。

現に多くの中小業者は表向きはともかく、反対の意向をもっている。朝日、日経など一般紙にはこのような声は意識的かも知れないが余り掲載されていないが、次の二人の経営者の声がそれを物語っている。

*東映会長岡田茂氏

昨年、長野県で開かれた東京商工会議所の夏期セミナーで、富士銀行の橋本会長が

「国内と外国の銀行がサービス競争をして、利用者の使い勝手が良くなる」と発言した後、岡田氏は、

「利用者にとって良くなるなんて、そんなことはありえない。大企業は大丈夫だろうが、中小企業は必ずひどい状態になる。」と発言した。

*八十二銀行頭取茅野実氏

同氏は記者のインタビュに答える形で発言。

「ビッグバンは大金持ちの優遇策です。普通の庶民はデリバティブなど買わないんです。車も三台ある、屋敷もあるような人たちが運用益をあげようとして世界に出て行くんです。ビッグバンは大金持ちのためのものです。」

(六) 規制緩和・民営化・リストラに対する世界のレジス

タンスの影響

規制緩和は、民営化やリストラと共に先進資本主義国で強力に推進されているが、最近はそのような政策に対するレジスタンスや手直しの動きが世界の各地で目立ってきている。

次の諸現象がそれを物語っている。

*緊縮財政の保守党に対し、昨年の英国総選挙での労働党の地滑りの勝利

*フランスにおける社会党・共産党の連立政権の誕生と一連の手直し政策

例えば、郵便局員の若手五〇〇〇人の新規採用等。

*ドイツにおける三〇万人の郵便局員の民営化によるリストラ反対の運動

*米国におけるUPS（米国最大の宅配会社）の十五日に亘るストライキと、その結果としての一万人のパートの正社員化

*マレーシアのマハティール首相が国際的投資家ジョージ・ソロス氏に対して、IMF総会で「ならず者の投資家達がアジアの国から富を奪おうとしている」と名指しで非難し、波紋を呼んだ事件（日本の大蔵省は、ソロス氏が来日の際は国賓待遇で迎えたと新聞は報じている。）これらの流れは多かれ少なかれ、世界の先進国の規制緩和・民営化・リストラの流れにブレイキ

をかける役割を持ち、今後日本にも影響はあると思われる。

日本でも財政再建の名による消費税アップ、医療費の大幅負担増、企業における大規模なリストラと失業増加などに不満を持つ国民の怒りが前回の総選挙や東京都議会選挙等における無党派層の動向に反映されて来ている。

これらの世界と日本国内の動向は規制緩和・自由化を目指す政府与党のビッグバンの展開に影響を及ぼすと思われる。

第五章 今後の展開（まとめ）

第一章から第四章までビッグバンの内容・背景・影響・問題点につき、現時点での段階で論じて来たが、九年十一月橋本内閣の発表から、約一年余りの間に各審議会の検討・各業界の動向・マスコミの宣伝などで、好むと好まざるを問わず、各種問題点を包含しながらも動き出しており、その中には各企業の創意と努力で、従来にない創造的、且つキメ細かい業務展開、顧客へのサービス改善、株主総会の公開、閉鎖的で unfair な市場慣行の改革など改善の兆しも多く出てきているので、それらも踏まえて、ビッグバン推進に当り、国民経済の立場から

見た今後の展望につき、特に留意すべき点をまとめとして次に挙げたい。

(一) ビッグバンの推進は広く国民の意見を入れ、多数国民の利益に繋がる方向で推進する。

これなくしては国民の支持は得られないし、成功もない。

経営者・マスコミ・学者を中心とした政府任命の一部の審議会メンバー任せにすべき問題ではない。

又、マスコミももつと国民の立場に立つて公平な報道をすべきである。その意味では、九七年七月二十四日付けの日経の社説で「郵政三事業の民営化をタブー視しては財政改革はできない。」と軽々と述べているが、誰の方を向いて言っているのか極めて疑問である。

(二) 世界の国々と対等な立場で相互の利益を尊重し、共存共栄を図る観点から市場政策を推進する。米国のためとか、一部先進資本主義国のためでなく、特に今後日本にとって重要なアジア諸国を視点にいたした市場政策を展開する必要がある。

自由貿易を唱えながら、スーパー三〇一条を振り回し、国内の特定企業のため保護貿易を進める米国政府に対しては、毅然たる態度で臨むべきで、EC（電子商取引）に関する大統領特使派遣に見られるビッグバ

ンがらみの圧力には屈しない姿勢が望まれる。米國國債を二〇〇億ドル以上持ち、世界一の米國債保有國として米國に貢献しているわが國として、たまには買わないとか売るとかの圧力をかける位の態度を政府に期待したい。(橋本首相が九七年訪米の際に日本としては保有國債の売却もありうると発言しただけで米國株式が大幅に暴落した経緯は如何に日本の保有米國債が米國財政に貢献し、無視できないことを示している。)

(三) 大口ファンドの市場攪乱行為防止のための規制強化・ルール化を行なう。

日本經濟の正常な發展を阻害するような投機筋の犯罪的マナーを嚴重に取り締まるための規制強化やルール化は重要な課題である。

九七年十月十一月にかけて香港やタイにおける通貨不安の際における海外からの大口ファンドの動きなどを見ると、これらの國々とも連携して、対応することも必要となろう。

(四) 総会屋・暴力団対策を徹底的に行なう。

日本社會の恥部であり乍ら、多くの企業に隠然たる影響を持つ総会屋・暴力団の影響を断ち切ることなくして、ビッグバンのモットーであるGlobalやFairの達成は出来ない。政財界は本腰を挙げて取り組む必要

がある。

(五) 企業内民主化の徹底を図る。

ビッグバン政策の実行者は各企業であるが企業内の國際標準化は殆どなされてないと言つても過言ではない。世界に通用しない非民主的な従業員対策が横行し、その感覚が海外の支店で多くの現地従業員の裁判問題を惹起している。

強制的時間外労働、時間外不払い、男女差別、既婚女性の退職強要、組合活動への不法な干渉、不明朗な昇給昇格慣行等々枚挙にいとまがない。現在三和銀行の一九名による裁判闘争の他、いくつかの銀行で従業員が銀行を相手に裁判闘争を行なっている状況があるが、当然である。社内で非民主的なことをし、外で「フェア」である筈がない。

非近代的な企業内における民主化はビッグバンを推進するに当り、先ず着手すべきである。最近の朝日新聞の社説で、銀行の役員を課長以上から選挙で選ぶと人事もかなり透明化し、最適な人材が選べるとの意見が掲載されていたが、一連の不祥事で企業トップのモラルや無責任さ・無能力さが明らかにになって来ている現在、一考に値する意見と言えよう。

(六) 大藏行政の抜本的改革を行なう。

既に述べたように、戦後の日本の金融行政全般を推

進して来た大蔵省の行政のあり方は抜本的に変える必要がある。

銀行経営のすべてに干渉して来た悪しき慣行は全廃し、各銀行の自主性に任せるべきであり、一部都銀を除き殆どの銀行トップに天下り派遣をしていた慣行などは即刻廃止すべきである。

本課題は今後の正常な金融政策を推進する上での重要な課題と言えよう。

以上の主要な対策を踏まえ、真に世界と日本の多数の人々の繁栄を齎らすような経済・金融政策を多くの関係者の意見を採り上げ、個別に、具体的に、地道に一步一步進めることを提起して、現時点でのまとめをしたい。

(しらい すすむ／経営学部非常勤講師)

参考文献

本稿の準備のため九六年十一月ビッグバン政策発表後主に下記文献を参考とした。

一、新聞

日本経済新聞

日経金融新聞

ニッキン

朝日新聞

二、雑誌

金融財政事情(社団法人金融財政事情研究会)

エコノミスト(毎日新聞)

The Economist(ロンドンEconomist社)

ダイヤモンド(ダイヤモンド社)

三、政府刊行物

一九九七年版国際比較統計(日本銀行国際局)

日銀月報(日本銀行)

四、著書

今井きよし『図録日本版ビッグバン』東洋経済新報社、一九九七年

中村一城『ビッグバンで銀行・証券・保険崩壊の危機』あつぷる出版社、一九九七年

日本経済新聞社編『どうなる金融ビッグバン』日本経済新聞社、一九九七年

楠本博『日本版ビッグバンのすべて』東洋経済新聞社、

一九九七年

毎日新聞社編『決定版金融ビッグバン』週間エコノミスト臨時増刊、一九九七年

山田弘史・野田正穂編『現代日本の金融』新日本出版社、一九九七年

伊藤友八郎『図解日本版ビッグバンが見る見るわかる』

サンマーク出版、一九九七年
『(財)金融情報システムセンター編 平成九年版金融情報
システム白書』 財経詳報社、一九九七年